

半田市地域共創センター条例を「」に公布する。

令和七年十一月十九日

半田市長 久世 孝宏

半田市条例第三十号

半田市地域共創センター条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第一百四十四条の二第一項の規定に基づき、半田市地域共創センター（以下「センター」といふ。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 市は、地域の多様な主体の交流及び連携を促進する上で新たな価値を生み出し、持続可能な地域づくりの発展に寄与するため、センターを設置する。

(名称及び位置)

第三条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
成岩地域共創センター	半田市成岩本町二丁目一番地

(事業)

第四条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- 多世代の地域住民が自由に集まり、交流ができる「居場所」づくりに貢献する」と。
- 貸室等に関する」と。
- その他センターの設置の目的を達成するために必要な」と。

(施設)

第五条 前条各号に掲げる事業を行うため、センターに交流スペース及び貸室を置く。

(使用の許可)

第六条 貸室を使用しようとする者又は交流スペースを物品販売その他これに類する行為を目的として使用しようとする者（以下「使用者」といふ。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、市長が特に認めたときはこの限りでない。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付する。」

とができる。

(使用の制限)

第七条 市長は、次の事項に該当するときは、センターの使用を許可しないこととする。

- 一 その使用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- 二 その使用がセンターの施設又はその附屬設備等を壊すおそれがあると認めるとき。

三 その使用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行つおそれがある組織の利益になると認めるとき。

四 その他管理上支障があると認めるとき。

(許可の取消し等)

第八条 市長は、第六条の規定により許可を受けた使用者が、次の事項に該当するときは、許可を取り消し、使用の中止若しくは停止を命じ、又は許可に付された条件を変更することができる。

- 一 法令又は「」の条例若しくは「」の条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 許可に付された条件に違反したとき。
- 三 偽りその他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。

(権利の譲渡の禁止)

第九条 使用者は、センターの施設を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第十条 使用者は、別に定める条例により使用料を納付しなければならない。

(使用者等の義務)

第十一条 使用者又はセンターを利用する者（以下「使用者等」という。）は、センターの使用に際し、「」の条例、「」の条例に基づく規則及び市長の指示に従わなければならない。

- 2 使用者等は、その使用が終わったときは、原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第十二条 使用者等は、故意又は過失によりセンターの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（準備行為）

2 センターの使用に係る申請その他この条例を施行するのに必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（半田市使用料条例の一部改正）

3 半田市使用料条例（昭和三十九年半田市条例第一号）の一部を次のように改正する。
別表新美南吉記念館の項の次に、次の一項を加える。

地域共創センター						
つき	一店舗に	する場合	る行為を	その他こ れに類す	物品販売	六六平方メートル以 上一六五平方メート ル未満の室
以上	二五平方 メートル	未満	二五平方 メートル	設ける場合	冷暖房設備	六六平方メートル未 満の室
日につき	一平方メ ートル一 日につき	き	一日につ き	占有面積 一平方メ ートル一 日につき		一時間
八〇円	〇円	二、〇〇	四〇円	一〇〇円	一一〇円	
一 使用料の金額を算定する場合において、この表に定める単位に満たないもの又は単位未満の端数があるときは、その単位に満たない部分又は端数は、それ一単位として計算する。						
				二 興行等で利用する場合において、入場料又はこれに類する金銭を徴収するとき、又は物品販売その他これに類する行為を目的として使用するときは、上記金額の二倍の額とする。		